

羽村市告示第 101 号

羽村市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則
羽村市公印規則の一部を改正する規則

を公布する。

令和 8 年 6 月 9 日

羽 村 市 長

橋本弘山

羽村市規則第 25 号

羽村市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

羽村市規則第 26 号

羽村市公印規則の一部を改正する規則

羽村市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

羽村市情報公開条例施行規則（平成15年規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

市政情報開示決定期間延長通知書

（開示請求者） 様

（実施機関） 印

年 月 日付で受理いたしました市政情報の開示請求（ 年度受理第 号）については、羽村市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

1 開示請求に係る市政情報の件名	
2 条例第12条第1項の規定による決定期限	年 月 日
3 延長後の期間	日間
4 延長後の決定期限	年 月 日
5 延長の理由	
6 事務担当部課	(1) (電話 555-1111 内線) (2) (電話 内線)

市政情報開示決定期間特例延長通知書

（開示請求者） 様

（実施機関） 印

年 月 日付で受理いたしました市政情報の開示請求（ 年度受理第 号）については、羽村市情報公開条例第13条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

<p>1 開示請求に係る市政情報の件名</p>	
<p>2 残りの市政情報について開示決定等をする期限</p>	<p>（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。）</p> <p>年 月 日</p>
<p>3 条例第13条を適用する理由</p>	
<p>4 事務担当部課</p>	<p>(1) (電話 555-1111 内線)</p> <p>(2) (電話 内線)</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

羽村市公印規則の一部を改正する規則

羽村市公印規則（平成14年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専用羽村市長印の項を次のように改める。

専用羽 村市長 印	10	同	方36ミ リメート ル	つげ	賞状用	同	1
	11	同	方21ミ リメート ル	同	戸籍事務用	市民課長	1
	12	同	同	黒水 牛	住民基本台 帳・各種証明 許可事務用	同	1
	13	同	同	つげ	課税事務用	課税課長	1
	14	同	方12ミ リメート ル	同	同	同	1
	15	同	方21ミ リメート ル	黒水 牛	納税事務用	納税課長	1
	16	同	方12ミ リメート ル	つげ	同	同	1
	17	同	方21ミ リメート ル	同	国民健康保険 税事務用	市民課長	1

付 則

この規則は、公布の日から施行する。